

第十六回
参議院通商産業・経済安定連合委員会

参議院通商産業・経済安定連合委員会会議録第三号

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)午後四時一分開会

出席者は左の通り。

通商産業委員

委員長

理事

委員

中川 以良君

藤田 進君

石原幹市郎君

黒川 武雄君

西川弥平治君

松平 勇雄君

岸 良一君

豊田 雅孝君

海野 三朗君

白川 一雄君

井振興部長が出席をしております。

経済安定委員

委員長

理事

委員

早川 慎一君

高橋 篤君

八木 幸吉君

奥 むめお君

鮎川 義介君

小笠 公昭君

衆議院議員

政府委員

通商産業省

通商局長

中小企業庁

振興部長

事務局側

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

本日の会議に付した事件

○輸出取引法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業並びに経済安定連合委員会を開きます。

本日は、最初に輸出取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引続き御質疑をお願いいたします。政府側といたしましては、通商局の松尾次長、それから中小企業庁の石井振興部長が出席をしております。

○豊田雅孝君 前回大体的な質問は終了したのでありますが、一、二の点について伺いたいと思います。輸入組合については、この資金の貸付、借入を認めんような建前になつておるのですか。

○政府委員(松尾次郎君) 輸入組合につきましては、今回の改正で初めてこういう制度を認めることにもなりま

すし、実際問題として、まだそういう貸付のような業務を営むような事態になるかならんか、実は、若干わからんような点もありますので、今回の改正におきましては、一応貸付業務は認めないという建前で考えております。

○豊田雅孝君 私は、やがてこの輸入組合についても、資金の貸付、借入関係が出て来るのじやないかというふう

に思うのですが、将来は或いは改正するかも知れんという含みを持つておられると解釈していいでしょうか。

○政府委員(松尾次郎君) 将来は、勿論、そういう必要がありますれば、我々はそういう貸付業務をできるやうにして参りたい、こう思つております。

○豊田雅孝君 輸出振興についていろいろ研究をしておられるやうで、この間一部分についてはお話があつたのでありますが、輸出積立金制度のほかに、更に輸出による所得に対して、一種の特別控除を認めるというやうなことも考えられるでありませんか、或いは又金利の引下げをやるべきじやないかというやうなことも考えられるであらうと思つておりますが、これについて、この輸出振興について、総合的に一つの施策をまとめて発表せられたらどうかと思つておりますが、そういうお考えはあるかどうか、伺いたい。

○政府委員(松尾次郎君) 輸出振興策につきましては、現在やつておりますやうな事柄につきましては、我々としては、余り宣伝がましくいたすのも如何かと思つて、一応業界には趣旨を徹底する意味で、いろいろ周知はしておるつもりであります。今御指摘のやうな点につきましては、或いは周知や徹底が不十分であるというふうな点もあらうかと思つて、まあできるだけそういうやうな御趣旨に副うやうに考えて参りたいと思つて、併し、何分総合的に申しましても、御存じのやうに、輸出振興策は、はつきり申しまして、これというきめ手が実はないわけでありまして、既存のいろいろの振興策、或いは又そのとき々の情勢

に應ずるといふやうな、やや、どつちかという、暫定的な振興策も併せて行かなければいかんわけでありまして、まあいろいろの施策を積み重ねて行かざるを得ないというふうな考えております。その意味におきまして、できるだけそういう施策は広く周知をいたすためにいたしたいと思つて、

○豊田雅孝君 輸出振興策の重要性は改めて言うまでもないのですが、従来やつておるもののほかに、例えば、西ドイツの例等によつて、今の輸出振興積立金制度とか、或いは輸出による所得の一部特別控除或いは金利の引下げとかいふことが盛んに言われておるわけでありまして、政府内部でも研究せられておるやにも聞かぬのでありますが、通産委員会に対して、私は、通産大臣がこの輸出振興第一主義を標榜せられておる以上は、もう少し具体的に、而もこの新しい施策についてかような考えを以て今後行こうと思ふのだというやうな点について、はつきりした大臣の施策を具体的に、新しい施策を具体的に示されることはいいので、新閣などにあらはら出るやうなことでなく、通産委員会は眞剣に輸出振興について関心を持つておるのだから、大臣も、ただ、従前の案であるとか、或いは大いにやるかといふことで抽象的に言われるのでなく、新しい制度をかく確立するのだといふふうにはつきりしたところを示してもらいたいと思つて

す。その点一つ業者とよく御相談になつて、その線に沿つて一つ発表してもらふようにしてもらいたい。そういうことによつて、私は輸出業者も非常に元気が出て来て、その結果得るところが多いのだといふふうな考えるのであります。この点希望しておきます。

○八木幸吉君 今回の改正案に、中小企業安定審議会の付議事項を簡素化されまして、業種指定の政令の制定及び改正、第二十九条の勧告、命令その他の重要事項に限定されることになつておるわけでありまして、現行法におきましては、その他の問題につきましても、御承知の通り関連産業等の利害関係者が審議会の一員として御相談にあずかることになつておつたわけでありまして、今回は、それが今申上げましたやうな事項に限定された結果、若し、関連産業若しくは、広く申しまして、消費者等に、この安定法によつての調整計画等が、非常にそれらの人たちの利害に重大な関係を持つておつた場合に、これを法文の上で訴える途が閉けておらんわけでありまして、若しそれらの人たちがこの調整の内容について非常な意見があらはれた場合には、主管大臣にそれを申入れましたときに、或いは公聴会を開いてその問題を慎重に決定するといふやうなことを法文の上で開く必要があるんじゃないか、こういうふうにも考えるのであります。その点について提案者なり若しくは政府御当局の御抱負を承わりたいと思つて、

○委員長(中川以良君) ちよつと八木君に申し上げますが、今は輸出取引法の審議をしておりますので、今の御質問は特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部改正の法律案のほうだろうと思ひますので、これが済みましてから提案者から答弁させます。

○海野三朗君 輸出の法案が出ましたから、私から申上げて政府の所信を伺いたいと思ひます。一昨日アルゼンチンから入りました情報によりますと、アルゼンチンとの取引ができるようになって来ましたので、業者以外にもワッサと向うに押しかけておるのではありません。そうして向うに行つてゐるのが、非常に戦後日本の経済状態がまだ上滑りであるにもかかわらず、非常な難澁を起している、アルゼンチンの人たちからの悪評のニュースが入つたのであります。こういうふうによつてアルゼンチンまで飛行機で来てえらい難澁を起している、皆これが輸出入の品物の上にかかるのかと思ふとえらい心細い感じがするといふニュースが昨日私どものほうへ航空便で入つて来たのであります。盛んにこちらのほうから輸出入に關して日本人がたぐさん行つておられますが、そういうことにつきましては通産省あたりでは何ら関知なさらないのでございませうか、ちよつとそれをお伺いしたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今お話をありましたアルゼンチンにつきましても、特にダエノスアイレスに日本人の業者が非常にたくさん参りまして熾烈なる競争をやつておるといふことは事実でございませう。ところが実は今そういうことをアルゼンチンについて非常に事実が現われておるわけでありませう。

が、丁度半年ほど前に御承知のペキスダンのカラチにおきましてもうそういうふうな事実があつたわけでありませう。その当時から一カ所に余り業者がたぐさん集集することはいろ／＼な意味において弊害があるといふふうな意見があつて、何か渡航制限等によつて統制をする方法はないものであらうかといふふうな意見も実はあつたわけでありまして、我々も内々研究もいたしたのであります。ところが、全般的に見まして現在のところ貿易商社の海外活動から見ますと、旅行のそういう統制なり制限をいたすよりも、まだもつと自分々々で大いに活動にやる段階ではないかといふのが一般的感覚であつたわけでありませう。併しながら今御指摘がありませうなアルゼンチンの、特にダエノスアイレス、それからカラチにおきまして一局部におきましてそういう業者がたぐさん密合いまして競争しておるといふような結果に実はなつております。ところがこれを具体的にどういふふうにして抑えるかといふ実は手も正直なところないわけでありまして、例えば抑えまして、仮に行きたる者があつたならば、ニューヨークへ行つてそれから向うへ又すぐ飛ぶといふふうな状況でありまして、的確に役所が或る権力を以てそういう統制をするといふことは非常にむづかしいことである。そこで結局これは業者の自発的な考え方待つよりしうがないのじやないかといふことで、まあペキスダンの例を申しましてカラチで一時そういうふうな現象がありましたが、結局競争に合つて余り商売にならんとすることになりまして、最近ではカラチから中近東のほうにだん／＼出張員を多く殖や

しておる、そうしてカラチのほうには人間が少くなつておるといふふうな状況もありませう。一時はそういう弊害も確かに我々認めるのであります。が、有効的確なるこれの手段もございませんで、ただ我々としてはできただけそういう所にそういう出張員を出しておきましては代表商社でございませうので、その代表商社の幹部によくそういうことを申しまして、少し自省をしたらどうだといふふうなことで、自発的なそういう自覚を求めているような段階であります。これを権力的になかなかうまく調整をするといふ方法も実はございませんで、そういうふうな手は打つておるわけでありませうが、これも自然とまあ一時協定ができましたので、どの商社といふことも新しい途を開き、大いに商売をしようといふことで集まつたのでありまして、或る程度はこれは止むを得ないことかとも考へるのであります。その結果余りたくさんそこへ集まりまして余り商売ができませんといふことになりませうれば、これは又自然と減つて行くわけでもあります。そのので、余り神経質にとやこう言ふのも如何か、業者自身もそれは当然自覚をいたしておるような状況であります。我々としてはまあ余りみつともないような競争なり、余りあそこで固まり過ぎるようなことは避けたいらうだといふふうな自発的な自覚を今求めておるような段階であります。まあそれ以外にちよつと方法もないのじやないかといふような考え方を持つておられます。で、難澁をいたしておるといふ点であります。これはどうもまあそういう人たちもおるかも知れませんが、渡航の場合におきま

ならば、一定の基準によりまして大体何ドルといふふうな限度もきめておるわけでありませう。そう／＼難澁はできません。なつておるのであります。が、まあ一部そういうふうなことがあるといふことは甚だ遺憾なことだと思ひますが、これもおい／＼と是正されるのではないかと今に考へております。

○海野三朗君 もう一つだけお伺いたしたのであります。この輸出取引法に關する法律案が提出せられました。について、本年の九月の末から十月の初めに於て上野松坂屋でインド展をやろうとする計画が今進められておるのであります。そういうのに對しましては、通産省としましてはやはり積極的に御後援をなさるお考えでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実はインド展の開催については余りよく存じないのであります。が、まあ御存じの通り現在我々通産省といたしまして、海外におきましていろいろな展示会とか博覧会の参加につきましては、昨年度もそうでありましたが、今年も大体四千万円を予算を以ちまして、大体毎年四、五カ所、或いは場合によりまして六、七カ所になります。見本市を開催したり、或いは外国のそういう博覧会、展示会等にこちらが参加をするといふような場合に補助金の交付をいたしております。が、日本内地でやる場合にはこれはいろいろ地方庁その他の予算でやられる場合が多いのであります。で、国の予算としては余りやつた例は実はないわけでありませう。一つ来年の春に大阪府、市方面、まあ関西が中心になりまして大阪で国際見本市をや

うという計画がございませう。これは日本としてはまあ最初の例でもありませうし、非常に有意義な計画であるといふことからいたしまして、政府としては若干の補助金も交付をいたしまして積極的に援助をいたそうといふふうにはいたしております。その他昨年末にも中国、台湾の展示会が東京でありましたが、そのときも我々はいろ／＼援助をいたしたわけでありませう。まあ原則として国内におけるそういう見本市等につきましてはそこまで手も廻りかねますので、国としてはいろ／＼そういう出品その他につきまして関係団体にい／＼／＼補助をするとかいふふうなお手伝いを申上げ、便宜供与程度のお手伝いを申上げてゐる程度であります。補助金等の面におきましては、どうも手も廻りかねますので、実は余りいたしておりませう。

○海野三朗君 今年の九月の末から十月にかけて松坂屋でインド展をやつて、続いて日本からインドに行つて日本展をやろう、そういう構想の下に計画を進めつつあるようでありませうが、インドにおける日本展をやろうといふような場合には、やはり通産省としては御後援をなさるお考えでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) まあこの場合のインド展についてそういう援助をするかというお話になりますと、ちよつと即答いたしかねるのであります。が、大体二十八年度もほぼ計画ができておるわけでありませう。多分インドにもやる予定はいたしておるかとと思ひますが、ちよつと私今ここで資料を持合せてございませう。このインド展ではないのではないかと考へておりま

す。今申上げますように四千万円の範囲で大体予定をほぼ組んでおります。そういうふうなわけでありまして。

○海野三郎君 日本においてインド展をやるのと申しますのは、その起りはインドにおいて日本展をやりたい、その輸出貿易をやりたいという考えから出発しているものであります。が、インドにおける日本展をやる場合、やはり通産省としても御後援下さるというお考えがございましょうかどうかそれをお伺いしたい。日本から出掛けて行くつて向うで日本展をやる、日本の産物を以てインドで展示会をやる、こういう場合でございまして。

○政府委員(松尾泰一郎君) インド展であります。実は先ほど申しましたように、金額も限られていて、ことであるので、大体そういう御計画がございまして、余り地方だけの考えでなしに、日本全体としてあつて、地域にこういう展示会なり見本市を開きたいということ、計画を進めておるのではありません。従いまして今お話のありますインド展につきましても、従来御連絡を願つて計画の中に組入れておるか、或いは組入れておらんのか、いやなかと申します。そういういたしますと、ちよつと今急に話がありまして、御結構な計画でありまして、もう予算的な援助になるかと、ちよつとむずかしからうと思ひます。ただちよつと向うの政府との連絡とか出品のいろ／＼の折衝等につきましても、一口に申しますれば金のかからん御援助なら如何ようなことでもいたすつもりでおります。

○奥むねお君 貿易を盛んにするため

に、この法案は用意されているものだと思いますけれども、私はこういう輸出取引法の改正といひますか、こういう問題だけでなしに、例えば政治的の意味で世界の共産圏とアメリカの自由主義圏との政治的対立で日本がまあ安く買われる品物があるにしても、これが買えない。取引したいと言つていふ外国があるのに、取引できないという問題は随分あります。こういう問題は政府としてはどういふふうにかの途を開こうとしていらつしやるのですか。この法律を改正すると同時に中共貿易なんか考えられませんか。

○政府委員(松尾泰一郎君) お尋ねの点少し誤解申上げておるかも知れませんが、元来貿易といふものは一種の経済活動と申します。か、進め経済活動なんぞでございまして、外国とのこういう取引であります。関係上、その前提として、引で各々政治的な関係や外交的な関係が円滑にならなければならぬ。か、行かないのであります。この一取引法或いは一保険法を以て、なかなか解決しにくい問題であります。今お話になりますように、共産圏諸国との関係におきましては、まだ外交関係と申しますか、政治関係が何らうまう行つていないことは、これは私が申し上げるまでもないこととあります。従いまして、いふ／＼な不自由があるわけでありまして、外務省でもいろいろ御努力を願つておるわけでありまして、我々通商を担当しておる者から言ひますと、今御指摘のようなそういう政治的な面が解決できれば、かなり取引としてはうまう行くやうな面も多々あることは存じておるものであります。が、なかなかそれらの点は今非常にむずかし

いような段階になつておりまして、特に中共貿易につきましても、たび／＼大臣から或いは外務大臣からも申されておることであるが、いろいろの制約があることは御存じの通りであります。併しながらその制約下におきまして努力をすれば、やはり増加する面もあるのではないかと、いふ／＼の努力を我々いたしましてはできるだけの制約下にあるながらも、いろいろの努力をいたしておるつもりでございまして、最近中共貿易も昨年と比べては、かなり増加をいたしております。これも禁制品の緩和等をやつた結果かと思つております。なおその他例えれば、経済の問題にいたしまして、船舶の問題或いは渡航の問題等いろいろ解決をいたさなければならぬ問題も多々ありまして、それらの問題が総合的に解決をせられれば、本當の貿易、そういう地域との貿易は進まないわけでありまして、我々事務局としては及ばずながらそういうふうな方向に向つて努力をしております。何分先ほど申しますように、根本的な前提が解決し、円滑に行かない限り普通の市場のごとく行かないことは、これは止むを得ないのじやないかといふふうに考えております。

貿易が過去、現在におきましていふゆる産業段階から来ることも手伝つておるのであります。要するに競争し過ぎる、一部物資については、非常に割高な商品も勿論ございまして、何分お互いが外国との競争ならいざ知らず、日本人同士が競争し合つてめちやくちやに安売りをし、延いては品質を悪くして、結局日本品に対して不評を生ぜしめ、それが結局輸出貿易に悪影響を及ぼすという、それを阻止しようといふ／＼な、従来ならば禁制品の中にございまして、それが禁止されていたのを、もう少し貿易業者が団結の力によつてそういうふうな弊害の面を除去して貿易を伸ばして行こうと、こういうこととございまして、従いまして、いわば積極面もあつて、が、どちらかといふと消極的な防衛的な施策といふものではなからうかと考えております。従つて今お話がございました一例をそういう国家貿易をやつておる国を相手に考えました場合に、我々としてはこういう法律があるほうがやりよいのじやないか、阻害じやなしに却つてやりよいのではないかといふふうなことを考えております。

○奥むねお君 いろいろ相手国は国家管理はやつていますね、貿易の……それを日本が輸出に對して価格協定をいたしますと、却つて余計に中共貿易なんか邪魔されるということをお考えになりませんか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今お話のようなことは、我々はなからうかと思つております。これは今のこの取引法の前提となつておりますのは、日本の

貿易が過去、現在におきましていふゆる産業段階から来ることも手伝つておるのであります。要するに競争し過ぎる、一部物資については、非常に割高な商品も勿論ございまして、何分お互いが外国との競争ならいざ知らず、日本人同士が競争し合つてめちやくちやに安売りをし、延いては品質を悪くして、結局日本品に対して不評を生ぜしめ、それが結局輸出貿易に悪影響を及ぼすという、それを阻止しようといふ／＼な、従来ならば禁制品の中にございまして、それが禁止されていたのを、もう少し貿易業者が団結の力によつてそういうふうな弊害の面を除去して貿易を伸ばして行こうと、こういうこととございまして、従いまして、いわば積極面もあつて、が、どちらかといふと消極的な防衛的な施策といふものではなからうかと考えております。従つて今お話がございました一例をそういう国家貿易をやつておる国を相手に考えました場合に、我々としてはこういう法律があるほうがやりよいのじやないか、阻害じやなしに却つてやりよいのではないかといふふうなことを考えております。

○八木幸吉君 この輸出取引法で外国商社との関係はどうなつておりますか。例えば業者が入れるか入れないか。それから若し入れないとしたらその取締はどうするかといふたうなことに……

○政府委員(松尾泰一郎君) 外国商社と申しますと、日本に居住する外国商社、これは要するに本法で申しますいふゆる輸出業者でございまして、協

定の締結もできずし、組合員にも勿論なれるといふふうなことを考えております。○八木幸吉君 どちらに住居を持たずに向うから長期滞在の形で来ておる者の取締はどうでございませうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今お話の長期滞在といふことになりましたと、経済活動をいたしておるのかどうかということが問題になるわけとございまして。これは飽くまで業者、ここで商売をしておるものを対象として考えておりますので、今お話のありますような長期滞在といふ恰好では、多分実質的な経済活動があつたとしても、こちらで銀行との決済をやつておるとか、こちらで売買を実際はやつておるとか、こちらで買入のものをこへ来て買つておるといふ、距離的な問題だけではなからうかといふふうなことを考えます。これから勿論長期滞在でありまして、こちらで経済活動をやつておるといふことであります。併しながら、多分今御指摘のような滞在をしておるといふだけ、長期滞在、旅行中というだけのもは本當の経済活動とは言えないのじやないかといふふうなことを考えております。

○八木幸吉君 私の今申上げます長期滞在といふのは、いろ／＼の日本の法律に求めておる手続をせずに、而も実際は長く滞在して商売を中心に行つておる、ただ徒らな観光客ではないといふたうなものの活動が、日本の商社に悪い影響を与えた場合の取締をどういふふうにしてなさるか、この法律でできるかといふやうなことをお伺ひしたのであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今のお話は結局向うでのバイヤーがこつちへ来てやるということであつて、結局その取引を分析してみれば、誰か輸出取引をしている人が存在するのだらうと思ふのです。でその人に關しては、この法律の適用があるわけでございます。

○委員(中川以良君) それではさういふことになつておるわけでありまして、従つて只今申し上げましたような事項以外に關連業者等が調整計画等に非常な大きな利害關係を持つております。従つて自分たちの利害關係から、これを通産大臣なり或いは主管大臣にその意見を申達した場合、通産大臣が公聴会でも開いてその意見に対する処置をきめるといふふうな途を開いておいたほうが、すべての方面に對して円滑に又実情に副うように行くのじやないかといふふうな考えをいたしておるものでありますが、これに對して御意見を伺いたい。

○委員(小笠公昭君) お尋ねの点につきまして、実は現行法に比べますと相当程度審議会に付議する事項を整理いたしております。例えば一番大きいのは調整規程の認可に對して一々審議会にかけるといふことに現行法でなつておるのでありますが、それを省略いたしましたのであります。実は今後経済界の動き如何によりましては、相当程度調整組合の設立、従つて調整規程といふものが出て来るだらうと予想されるのであります。その際に審議会に一々かけるということになりますと相当手数でありますし、又今日の審議会の委員の定員が現行法によりまして、五十人、今回この付議事項の整理に伴ひまして三十五人と実はいたしたわけでありまして、本法の適用上にお

○委員(中川以良君) 次は特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続き御質疑をお願いいたします。

○八木幸吉君 今回の改正案には審議会の付議事項を簡素化するがために業種指定の政令の制定並びに改正及び第二十九条の勧告、命令その他の重要事項に限定されておるわけでありまして、現行法におきましては、その他のことにも一般審議会として相談にあずかることになつておるわけでありまして、従ひまして只今申し上げましたような事項以外に關連業者等が調整計画等に非常な大きな利害關係を持つております。従つて自分たちの利害關係から、これを通産大臣なり或いは主管大臣にその意見を申達した場合、通産大臣が公聴会でも開いてその意見に対する処置をきめるといふふうな途を開いておいたほうが、すべての方面に對して円滑に又実情に副うように行くのじやないかといふふうな考えをいたしておるものでありますが、これに對して御意見を伺いたい。

○委員(小笠公昭君) お尋ねの点につきまして、実は現行法に比べますと相当程度審議会に付議する事項を整理いたしております。例えば一番大きいのは調整規程の認可に對して一々審議会にかけるといふことに現行法でなつておるのでありますが、それを省略いたしましたのであります。実は今後経済界の動き如何によりましては、相当程度調整組合の設立、従つて調整規程といふものが出て来るだらうと予想されるのであります。その際に審議会に一々かけるということになりますと相当手数でありますし、又今日の審議会の委員の定員が現行法によりまして、五十人、今回この付議事項の整理に伴ひまして三十五人と実はいたしたわけでありまして、本法の適用上にお

○委員(中川以良君) それではさういふことになつておるわけでありまして、従つて只今申し上げましたような事項以外に關連業者等が調整計画等に非常な大きな利害關係を持つております。従つて自分たちの利害關係から、これを通産大臣なり或いは主管大臣にその意見を申達した場合、通産大臣が公聴会でも開いてその意見に対する処置をきめるといふふうな途を開いておいたほうが、すべての方面に對して円滑に又実情に副うように行くのじやないかといふふうな考えをいたしておるものでありますが、これに對して御意見を伺いたい。

きまして一番大事なこととは、当該事業の關連産業に對する影響を十分重視しなければならぬといふことであります。この点を要件として十六条のところに特に今回は附加したわけでありまして、そうして各産業間の調整、調和といふものをとりたといふ考え方であるのであります。先づ基本にその頭を置いて調整規程なり調整組合を作らせるといふことにいたしました。調整規程自体が出て参りましたときに、當然に行政機關は十六条の追加事項によりまして、業界の意見を聴取し、公正なる判断を附する義務をこれで負つて来る。私は思ふのであります。そういうような点から審議会にかけるといふ議論もかけなければならぬといふ議論の整理をいたしたわけでありまして、いま一つの御質問の点はそういう場合に現在のいゝゆる独禁法のごとき制度によりまして、処分をする場合、認可或いは不認可をするにいたしまして、或いは取消し又は変更の処分をするといふ場合におきまして、審決手続をとるといふふうにしたらどうであらうかと、こゝういふお話をいたしますが、それは結構だとは思ふのであります。中小企業のいゝゆる雑多であることと、適時な措置をとるといふ意味におきまして審決手続をとるといふことは、なか／＼手間がかかつて捌き切れないうちであるのであります。本法におきまして、現行法におきましても審決手続をとつておらない、全体的にとつておらないのが独占禁止法の適用が法文上は如何なる工業にでも今回のカルテル容認改正案におきまして、如何なる工業にも生産事業ならば適用があるのであります。

が、實際は大きな企業、基礎的な企業に私は廻つて行くであらう、適用の場合が多いであらう、又その、そのカルテルの影響が相当強いのでありますから、それらの場合におきましては、処分をする場合におきましては、慎重な手続をとらして行くといふことが是非必要だと思ふのであります。中小企業、又先刻御審議に相成つておりました輸出取引法というふうな場合には、審決手続をとつて慎重にするといふことは、却つて事務の渋滞を来たしはせんかといふふうには考へておる運用に期待して参りたい、こゝういふふうな考へておる次第でございます。

○八木幸吉君 只今提案者の御説明を承りまして、審議会の付議事項を簡素化されたといふ事情もよくわかりました。又十六条に關連産業並びに消費者等の利害のことも御考慮になつておるといふ点もよくわかるわけでありまして、個々の府県等の調整組合であればともかく、連合会となれば相当大きな力を持つわけでありまして、關連産業並びに消費者等の立場も十分やり考慮する、又その訴え等も聞く途を開いておくといふことはいいのじやないかといふふうな気がいたします。その何か訴えを聞く一つの機關を設けるほうが、実情に即するのじやないかといふ意味で申上げたのであります。重ねてその点をお伺いしたいと思ふのであります。

○委員(小笠公昭君) 御趣旨の点は先ほど申し上げましたように十六条に消費者及び關連事業者に不当な影響を及ぼさない、そうするとこの規程は

飽くまで嚴格に守らなければならぬと思ふのであります。これを嚴格に守るに當りましては、行政の運用に當りましては當然に關連産業の意見を聴取をする一つの私は義務があるのじやないかと考へるのであります。そういうような点から見ても、お話のような点、關連事業の立場を十分に聞くといふ制度を新らしく作るかどうかといふ問題になります。制度論として作るのも一つの考え方でありまして、行政の運用にそれを任して行くといふ考え方でもいいのではないかと私は思ふのであります。特にお話になりました大きな企業、日本の中小企業でも最も中小企業の代表的なもの、例えば綿糸布の織物業者であるとか、或いは陶磁器の問題であるとかいふふうな多数の綿糸布織物業者といふふうなものになります。相當本法の適用の實際的な中核をなして来ると思ふので、そういう方面のものがたまたま審議会に入られて行く、或いは審議会に入られて十分にその意見を反映して行くといふふうなことも考えられやせんかと私は考へるのであります。簡單であります以上であります。

○八木幸吉君 それが私の質問の言葉が足りなかつたがために、そこに意見を尽さなかつたかと思ひますが、認可に當りましては、十分に主務大臣が今提案者のお話がありました通り、關連産業等の利害關係等も十分考慮をされて認可をされております。又調整規程が変更等のあります場合にも、同じく相當慎重な考慮の下にその認可をおきめになる。これはわかるのであります。一旦認可がありましてから後にその運用上のことについて關連産業のものに不平が起つた場合に、何らかの救済策

を盛つておつたほうがよいのじやないか、こういう意味で実はお尋ねをするのであります。認可のとき若しくは変更のとき通産大臣の諮問機関が何か置いておいたほうがいいのじやないかという意味ではなくて、運用上のことについて不平が起つたときの救済手段を法文の上に一つ盛つて置いたほうが実情に副うのじやないかと、こういう意味で実は伺つたのであります。言葉が足りなかつたので、ちよつと意を尽せなかつたのじやないかと思ひます。

○衆議院議員(小笠公昭君) 運用の過程におきまして関係方面の意見を開陳する途を開いて行くというお考えは一つのお考えだと思つたのであります。独占禁止法の中にも若干その途が実は開かれておるのであります。但しそれは一定の期間を限つての不服の申出の規定であつたように実は思つたのであります。はつきり記憶いたしておりましたが、中小企業の実態等から見ましてそういう必要を独占禁止法と同程度に認めて行くかどうかということになります。いろいろな考え方が実はあると思ひます。私は御指摘の点につきましては、何らか行政的な措置を講ずるようなこととして参ることにいたしました。法律の中に特にその途を開かなくとも問題は適当に処理されませんかというようにも考へておるわけでありまして。

○石原幹市郎君 すでに、この前の論議で出ておるかも知れないのであります。が、この前には私はおらなかつたのであります。が、中小企業には通産省の指導してある系統のものと、それから農林省がしております部分も相当あるわけでありまして。今度の改正案には清涼

飲料水製造業が指定業種の中に入つておるわけでありまして。只今ではこれだけでありまして、いろいろ予想されるものも相当ありますので製造とか一般の指導一切が農林大臣がやつてゐるものが特定中小企業安定措置法だけで同じものが通産大臣の指導監督を受けるといふことになりまして、二つの系統になりまして、この点すでに話が出ておるかと思ひますが、私はやはりこの系統のものは一貫して農林大臣が指導監督するといふような形にしたほうがいいのじやないかと思ひます。我々が関係しておる業界からいふと、これは非常に強い要求があると思ひます。無理からん要求だと思ひますので、この点についての見解を。

○衆議院議員(小笠公昭君) 石原委員からのお話でありましたが、前回もそういうお話がありましたが、実は、私はこういう考え方をいたしておるのであります。行政の一つの動きといたしまして、行政が細かくなればなるほど所管の大臣が分れて来るわけでありまして。従いまして、行政の煩雜さというものが自然に加つて来ると思つたのであります。日本の現状から考へまするとき、行政をいさ少しくまとめて行く、簡素化して行くという要請が一方において相当強いと実は考へるのであります。その強い要請に對しまして、どこかの点から順次その方向への途を開いて行くということが必要ではないかと実は考へておるのであります。特に現在の各省設置法の関係に抵触せずに行けるものならば、そういう考へ方に一歩を進めたらどうかというのであります。御承知の通りに、今日の各省設置法は……

○石原幹市郎君 発言中ですが、この前一週御答弁があつたのなら、皆さんに御迷惑です。簡単な御答弁で結構です。

○政府委員(松尾泰一郎君) 各省設置法は産業振興をいたしておるのであります。これのいい面もありまして、横に、悪い面もあるものであります。横に括つておる中で、中小企業庁設置法で、中小企業一本として、中小企業庁といふふうな括つておるわけでありまして、若し、これを縦割りにしてしまひますれば、中小企業庁設置法の趣旨自体も漸次薄れて来るのではないかと、いふうな氣もするのであります。が、その点から考へまして、一本で行つたほうがいいのじやないか、現にガーター、機帯が一年間入つておるわけでありまして、これが厚生省物資であることは御承知の通りであります。そういうたしてあります。これまでの経験から見ますと、それほど影響は出ておるのではないかと、どうして今後事態によりまして、そういうような形では各省所管行政の運営上非常な支障が出て来るかとすれば、又別であります。が、現在のところ、それほど支障も出ないのではないかと、いふうな考へ方の下に原案のようにしたわけでありまして。

○石原幹市郎君 私は、小笠君の考へ方もわからんわけではないのですが、今、例に挙げられましたガーター、機帯というものは、厚生省物資とは言ひながら、厚生省は、別に、これをいわゆる医薬品と見ればなんでありまして、生産指導を専門としておるわけではな。ところが、農林関係の物資になりますと、これは、非常に広汎になつ

て、今、清涼飲料だけが出ておりますが、将来山林関係のものもありまして、油脂関係のものもありまして、木材関係のものも出て来まして、それから、農水畜産関係のものもある。非常に出て来ると思ひますので、これはやはり縦割りにして置かれません。二つの系統の所管省、所管大臣からいふと、指導監督を受けるということになれば、そこにゆく、非常に私は困つたことになる、指導を受けるほう。どうせ役所というものは、いろいろ議論して見ても、結局縦張り争ひでいろいろ事態が起ると思ひます。で、受取るほうの立場になつても、非常に私は困る問題ではないか。いろいろ食糧その他もあります、今後予想されるものについての問題を仮定すれば、たくさんあります。が、もう大分時間も過ぎておりますので、又の機会にやります。この点は一つ小笠議員もゆつくり考へて、よく御再考願ひたい。

又今までも前国会でこれを論議された場合の過程を見ても、相当こういう意見も出て、当時の政府委員等からも考へたいといふような御答弁も受けておるようでありまして。この点御再考されるよう重ねて私は要望しておいて、又の機会にあつては譲りたいと思ひます。

○衆議院議員(小笠公昭君) 石原委員のお説と同じお説が先日も出たのであります。私といたしましては、刻下の心境といたしましては、私の考へ方を進めたいといふのが、私の刻下の心境であります。

○豊田雅孝君 現行法の第二条では、製品価格が原材料価格に比べて著しく低い、又現に相当の損失が生じておるような場合を對象にしておるといふわけ

で、いい悪いは別として、これは非常にはつきりしておると思つたのですが、今度の改正案では、需給が著しくアンバランスになる、そして、損失発生の際がある場合に業種を指定するといふ、非常に含みがあり、弾力性があるわけですが、それだけに、この具体的基準というものが非常につきりしない。従つて、業種の指定の場合に、やろうと思へば何でもやれるといふようなことになるじやないかと思ひますが、そういう点において、私は、業種の指定というものは、これはいいと思つたのです。指定したほうがいいと思ふのだが、今度の基準で行くといふと、業種指定をするものの中にも、特別の業種だけに指定を限定して置かなくとも、やろうと思へば幾らでもやれる。結局、業種指定をやらなくとも同じようになるじやないかという点に疑問を持つておるのですが、この点どうですか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 御承知の通り、不況事態の認定をどう見るか、不況の実体をどう見て行くか、こういう問題であります。製品の価格が、その原材料価格に照して著しく低いという考へ方は、独占禁止法の不況カルテルを認めるように、平均生産費を割つておるという線を独占禁止法には出してあります。中小企業は、御承知の通り、非常に業者の数が多いうふうな事態から見まして、製品の需給が、全体的な立場から見ても均衡を失つておるというふうな事態で、もうすでに大きな影響を受けておるのであります。ここに大企業と違ひまして、それだけに、中小企業の弱さを露呈して参りますので、できるだけそこに弾力性

のある表現をすることが必要であると私は考えておるのであります。それからいまいつは、現実にその事態が来なくとも、その虞れが十分にあるという間合を拡げて行くという必要が現在起つておると私は考えるのであります。

この認定の問題は、この組合を設置し得る場合の構成員の数と、全体における占める地位と、それと生産数量との一定の最低限の制限があるわけでありまして、それらの事態に依じて、ここに列挙しておるような事態が出たとき、この不況に対する姿勢をとらせるということが中小企業には適當である、こういうふうに考えておるわけであります。

○海野三朗君 本日は午後一時からぶつ通して今までやつたので、頭がぼんやりして参りました。又この問題は非常に重大でありまして、ぼんやりしておるときには注意が散漫になつていけないのでありますから、これは次回にお譲りを願いたい。

○委員長(中川以夏君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以夏君) 速記を始めて。それではお諮りいたしますが、通商産業委員会と経済安定委員会との連合委員会は、大体質疑も終了したので本日を以て打ち切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以夏君) 御異議ないものと認めます。それでは本日を以て連合委員会は打切ること決定をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。
午後五時三分散会

昭和二十八年八月二十六日印刷

昭和二十八年八月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局